

○王滝村消防団規則

昭和26年8月30日規則第20号

改正

昭和58年12月20日

平成7年2月27日規則第1号

令和6年5月16日

王滝村消防団規則

(設置)

**第1条** この規則は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第18条第2項及び第23条第2項の規定に基づき、消防団の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

(分団及び班)

**第2条** 消防団に分団及び班を置く。

2 分団及び班の区域は、別に定める。

(階級等)

**第3条** 消防団員の階級は、団長、副団長、分団長、副分団長、部長、班長及び団員とする。

(幹部)

**第4条** 消防団に、次の幹部を置く。

団長 1人

副団長 3人

(1人は総務担当)

分団長 4人以内

(本部長及びラッパ隊長を含む。)

副分団長 6人以内

(副本部長及び副ラッパ隊長を含む。)

班長 若干名

(幹部の任免)

**第5条** 団長以外の幹部は、団員の中から村長の承認を得て、団長がこれを任免する。

(団長の職責)

**第6条** 消防団長（以下「団長」という。）は、団の事務を統轄し、団員を指揮して法令、条例及び規則の定める職務を遂行し、村長に対しその責に任ずる。

2 団長に事故があるときは、副団長が、団長及び副団長ともに事故があるときは、団長の定める順序に従い、他の幹部が団長の職務を行う。ただし、この場合団長が死亡、罷免、退職又は心身の故障によってその職務を行うことのできない場合を除いては、副団長、分団長、副分団長、班長の任免を行うことはできない。

(任期)

**第7条** 団長、副団長、分団長、副分団長、班長の任期は1年とする。ただし、重任を妨げない。

(宣誓)

**第8条** 新たに団員となった者は、その任命権者の面前において、次の宣誓書に署名してからでなければその職務を行ってはならない。

## 宣誓書

私は忠実に日本国憲法及び法律を擁護し、法令、条例及び規則を遵守し、不公平並びに偏見を避け何人をも恐れず、良心に従って忠実に消防の義務を遂行することを厳粛に誓います。

年 月 日

王滝村消防団

氏名 印

(水、火災その他の災害出動)

**第9条** 消防車が災害現場に赴くときは、交通法規の定める走行料に従うとともに、正当な交通を維持するため必要なサイレンを用いなければならない。ただし、引揚の場合の警戒信号は鐘又は警笛に限る。

(乗車責任者の厳守事項)

**第10条** 災害出動又は引揚の場合に消防車に乗車する責任者は、次の事項を厳守しなければならない。

- (1) 責任者は、機関担当者の隣席に乗車すること。
- (2) 消防車の機関員は、技術最も優秀なるものに担当させること。
- (3) 病院、学校、劇場等の前を通過するときは事故を防止する警戒信号を用いること。
- (4) 団員以外の者を消防車に乗車させないこと。
- (5) 消防自動車には、過剰乗車させないこと。
- (6) 消防車は、1列縦隊で安全な距離を保って走行すること。
- (7) 前行消防車の追越信号のある場合のほかは走行中追越さないこと。
- (8) その他交通法規を遵守するほか、乗務員を指揮して事故の防止に努めること。

(管轄区域外への出動の制限)

**第11条** 消防団は、木曽広域消防本部消防長又は木曽広域消防本部消防署長（以下「消防長」「消防署長」という。）の許可を得ないで村の区域外の水、火災その他の災害現場に出動してはならない。ただし、出動の際は管轄区域内であると認められたにもかかわらず現場に近づくに従って管轄区域外と判明したときは、この限りでない。

(消火及び水防等の活動)

**第12条** 水、火災その他の災害の現場に到着した消防団は、設備、機械器具及び資材を最高度に活用して、生命身体及び財産の救護に当たり、損害を最小限度に止めて水、火災の防御及び鎮圧に努めなければならない。

(災害現場に出動時の遵守事項)

**第13条** 消防団が水、火災その他の災害現場に出動した場合は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 消防団長の指揮の下に行動すること。
- (2) 消防作業は真剣に行うこと。
- (3) 放水口数は、最大限度に使用し、消火作業の効果を収めるとともに、火災の損害及び濡損を最小限度に止めること。
- (4) 分団は相互に連絡協調すること。

(死体発見の場合の措置)

**第14条** 水、火災その他の災害現場において死体を発見したときは、責任者は、消防長又は消

防署長に報告するとともに、警察職員又は検視員が到着するまでその現場を保存しなければならない。

(現場責任者の報告義務等)

**第15条** 水、火災その他の現場にある責任者は、次の措置を講じなければならない。

- (1) 災害の状況を逐次村長に報告すること。
- (2) 火災の現場においては、原因の調査に必要な現場保存に努めること。ただし、放火の疑いある場合は直ちに消防長又は消防署長、及び警察職員に通報するとともに事件は慎重に取り扱い公表は差し控えること。

(文書簿冊)

**第16条** 消防団には次の文書簿冊を備え常にこれを整理しておかなければならない。

- (1) 団員の名簿
- (2) 沿革誌
- (3) 日誌
- (4) 設備資材台帳
- (5) 区域内全図
- (6) 地理水利要覧
- (7) 出動名簿
- (8) 手当受払簿
- (9) 給貸与品台帳
- (10) 諸令達綴
- (11) 災害報告綴
- (12) 消防法規例規綴
- (13) 雑書綴

(設備資材)

**第17条** 消防団は次の設備資材を備え、常に使用し得る状態におかなければならない。

- (1) 消防団旗
- (2) まとい
- (3) 消防団員の詰所の設備
- (4) 通信及び信号設備
- (5) 消防ポンプ
- (6) 機械器具置場
- (7) 水防資材置場及び水防資材
- (8) 照明具及び標識旗
- (9) メガホン、サイレン、ラッパその他、警報用具
- (10) 警鐘
- (11) 水管
- (12) 梯子
- (13) 破壊器具、とび口、斧、掛矢、鋸、ロープ、円びの類
- (14) 救助袋、救助幕
- (15) 救急用薬品類
- (16) 担架
- (17) 工作器具

- (18) 消防団服
- (19) その他消防上必要なもの  
(教養及び訓練)

**第18条** 団長は、団員の品位の向上及び実地に役立つ技能の練磨に努め、定期的にこの訓練を行わなければならない。

(年次計画)

**第19条** 団長は消防業務につき、次により年次計画を立て団員に周知させなければならない。

- (1) 団員の招集方法及び場所
- (2) 本村の火災、水災の防ぎょ予定線
- (3) 水利計画及び水利統制地区の指定
- (4) 水災危険区域と水防資材の収集計画
- (5) 応援計画

(表彰)

**第20条** 村長は、消防団又は団員がその任務遂行に当たって功労特に、抜群である場合、これを表彰することができる。

2 前項の他、団員については、団長が表彰することができる。

**第21条** 前条の表彰は、次の2種とする。

- (1) 賞詞
- (2) 賞状

**第22条** 賞詞は、団員として功労があると認められる者に対してこれを授与し、賞状は消防職務遂行上、著しい業績があると認められる分団に対してこれを授与する。

**第23条** 村長は、次に掲げる事項について功労があると認められる者又は団体に対して感謝状を授与することができる。

- (1) 水、火災の予防又は鎮圧
- (2) 消防施設強化拡充についての協力
- (3) 水、火災の現場等における人命救助
- (4) 消防団の消防活動に対してなした協力

(訓練及び礼式)

**第24条** 訓練及び礼式は、消防訓練礼式の基準（昭和40年消防庁告示第1号）に基づき実施するものとする。

(服制)

**第25条** 団員の礼式及び服制は総務省消防庁の定める基準による。

## 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 王滝村消防団員服務規則（昭和22年7、14議第3号）は、廃止する。
- 3 この規則施行の際、現に副団長、本部長、分団長、副分団長、班長の職にあるものは、この規則により任命されたものとみなす。

**別表（第2条関係）**

分団、班区域表

| 分 団 名 | 班 名 | 区 域 |
|-------|-----|-----|
|-------|-----|-----|

|      |               |            |
|------|---------------|------------|
| 第1分団 | 小川班（第1消防）     | 小川         |
| 第1分団 | 野口班（第2消防）     | 野口         |
| 第1分団 | 詰所積載車班（第3消防）  | 上条、下条、東、中越 |
| 第1分団 | 詰所ポンプ車班（第4消防） | 上条、下条、東、中越 |
| 本部   |               |            |